

2015年 日本財団・PNLSC共同事業

フィリピン残留日本人2世の国籍回復支援

～日本人としてのアイデンティティーを取り戻すために～

2015年の残留日本人2世一時帰国事業は以下の日程を計画。

- 第一回 親族対面(3月26～31日) 熊本〔済〕
- 第二回 集団一時帰国(10月頃) 東京
- 残留二世による政府への要望書提出(8月)

1. 事業概要

身元未判明のフィリピン残留日本人2世を対象に、国籍回復支援(身元調査、証拠書類収集、就籍申立)及び家庭裁判所における調査官面接のための集団一時帰国を支援する。

(就籍とは、潜在的に日本国籍を有していながら戸籍に記載されない人が、家庭裁判所の許可を得て新たに戸籍を作成することを言う。なお、中国残留孤児はこの方法で約1300人が日本国籍を取得している。)

2. 事業背景

19世紀末頃から太平洋戦争終結までの間、約3万人の日本人がフィリピンへ移住、その多くは現地でフィリピン人女性と結婚し、平穏で豊かな生活を営んでいた。しかし、戦争により父親を亡くしたり、敗戦後日本へ強制送還されたりするなどして家族が崩壊、多くの妻やその子供(フィリピン残留日本人2世)が現地にとり残された。さらに戦後は反日感情による差別がひどく、出生証明書などを破棄して日本人であることを隠し、極貧の中、戦後を生き延びてきた。

こうした中、本事業では戦中戦後の混乱で身元を証明する書類が限られているフィリピン残留日本人2世の日本人としてのアイデンティティーを回復するため、家庭裁判所への就籍申立による支援を2006年に開始。以降、延べ208名が就籍を申立て、その結果、これまで148名の国籍を回復させることができた。しかしながら、出自が判明できない残留日本人は、未だ280名程度存在する。その多くは、父が日本人だと証明する証拠書類がほとんどないため、就籍による救済が困難な状況にある。

さらに高齢により国籍回復を待たず死亡するも増えている。こうしたなか、今後一刻も早く彼らの日本国籍を回復させるためには、中国残留孤児と同様に、就籍申立ての重要証拠となる「孤児名簿」を作成し、裁判所に提出していくことが急務となっている。

今後の取り組み

戦後70年が経過した今、フィリピン残留日本人2世の多くは、自らの日本人である事実を証明する資料が乏しい。2010年より、就籍許可申立の証拠のとして裁判所に提出する「フィリピン残留日本人2世名簿」を作成した。外部有識者による検討を経て300名の残留二世の本名簿は、フィリピン外務省より認証を受け、日本外務省に提出され、就籍を求める申立ての重要な証拠資料として家庭裁判所に提出されてきた。しかしながら、平均年齢が76.3歳である残留二世(就籍申立継続中)にとって日本国籍回復までに残された時間は短い。彼らが望む父親の肉親探し、日本国籍回復には日本政府の理解と支援が必要であることから、本年8月、残留2世8名が訪日し、国会議員へ支援の要望書を提出し、救済に向けての陳情を行う。

3. 残留2世の国籍回復状況(2015年4月1日時点)

フィリピン残留日本人2世は推定3000名いるといわれるが、うち約280名の2世が国籍の回復を求めている。

父親の身元判明に至ったケース(2003年～現在)	679名
就籍による国籍取得(2006年～現在)	148名
就籍による救済対象(申立中22件、新規申立)	約280名